

佐世保市保育所等施設整備指針

(令和 8 年度～令和 11 年度)



令和 7 年 8 月

佐世保市子ども未来部保育幼稚園課

目次

1 本指針の位置付け	1
2 保育所等施設整備における主な観点	1
(1) 待機児童の状況について	1
(2) 幼児教育・保育の量の見込みについて	2
(3) 保育所等の配置状況について	2
(4) 施設の老朽化について	3
(5) 防災対策について	4
(6) 幼児教育・保育の質の向上について	5
(7) その他の観点について	5
3 保育所等施設整備における基本的な方向性	5
(1) これまでの施設整備状況	5
(2) 今後の施設整備に係る基本的な方向性	6
(3) 留意事項	7

1 本指針の位置付け

- 「人・モノ・財源」といった行政資源が限られる現状において、国及び長崎県の補助を活用した保育所・認定こども園・幼稚園への施設整備補助を効率的かつ計画的に実施するため、佐世保市子ども・子育て会議（保育所等施設整備計画策定分科会）のご意見を踏まえ、「第2期新させぼっ子未来プラン」に掲げる施策「幼児教育・保育の充実」のうち、幼児教育・保育における量の確保と質の向上を図るとともに、施策目標である保育所待機児童の解消を図ることを目的として、令和3年3月に、同プランの対象期間とする「佐世保市保育所等施設整備指針」を策定しました。
- 令和7年3月の「佐世保市子どもまんなか計画」の策定、その他、国の施策など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化などを踏まえ、同計画に掲げる施策「幼児教育・保育の充実」のうち、幼児教育・保育における量の確保と質の向上及び施策目標である保育所待機児童の解消を図り、施設整備補助を効率的かつ計画的に実施するために本指針を策定するものです。
- 期間は、佐世保市子どもまんなか計画（令和11年度まで）の策定を踏まえて本指針の見直しを行うことを想定し、令和12年度（11年度中の選定分）までの施設整備補助とします。なお、幼児教育・保育の需給状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととします。

2 保育所等施設整備における主な観点

（1）待機児童の状況について

- 本市では、第7次佐世保市総合計画「子ども未来政策」の施策3「幼児教育・保育の充実」において、重要業績評価指標として、令和9年度の保育所待機児童数（10月1日現在）を0人とする目標を掲げるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画（子ども・子育て支援事業計画）（平成27年度より「新させぼっ子未来プラン（令和2年度から第2期）」において、保育所待機児童の解消を重要課題と位置付け、施設整備補助など様々な施策により、必要な受入体制の整備に努めてきました。
- 本市における待機児童数は、10年以上連続して年度当初（4月1日）時点ではゼロとなっています。また、年度途中（10月1日）時点においても令和2年度以降の待機児童数はゼロとなっております。
- これは就学前人口の減少といった要素もあるものの、利用定員増といった民間保育所等の施設整備など、これまでの保育の受け皿の確保方策などが奏功し、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込み（利用者ニーズ）を上回る確保方策（施設受入体制）を提供することができたものによるものです。

＜表1＞待機児童数の推移

※利用児童数には市外委託児童数も含む

（単位：人）

	R2.4	R2.10	R3.4	R3.10	R4.4	R4.10	R5.4	R5.10	R6.4	R6.10
定員総数	7,161	7,161	7,265	7,390	7,390	7,390	7,400	7,404	7,374	7,198
利用児童数	6,590	7,049	6,437	6,967	6,295	6,728	6,037	6,558	6,035	5,917
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（2）幼児教育・保育の量の見込みについて

- 「子ども・子育て支援事業計画」において、今後の教育・保育の量に係る需給について、令和5年度までの実績及び推移（減少傾向）を勘案すると、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおりますが、共働き世帯割合の増加等により、1号認定子どもより2号認定子どもと3号認定子ども（1・2歳児）の減少傾向緩やかになると予測しています。
- なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、地域ごとに適切かつ柔軟な運用を図っていくことを求めています。そのようなことから、教育・保育の量の確保については、地域ごとに需要量の差が生じることが想定されることから市内6エリア（佐世保中央、相浦、東部、日宇、中北部、北部）ごとに設定しています。
- これを令和7年度当初の利用定員と比較した結果、佐世保中央エリア（本庁舎、宇久行政センター管内）や佐世保市北部（吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町）においては、1号認定・2号認定・3号認定いずれにおいても定員は充足が見込まれる一方、相浦エリア（相浦・黒島支所管内）、近年大規模宅地造成が行われた日宇エリアでは、保育における定員不足が見込まれるなど、地域によってニーズ、需給の差が顕在化しています＜表2＞。
- 一方、中央エリアにおいては、保護者の勤務地等の関係により、勤務地の近くを利用するケースも多くみられ、他地区の住民の方の利用が多い傾向もみられます。さらに、今後大規模マンション建設が予定されており、前述以外においても、保育需要増について注視する必要があります。（令和7年3月31日付こども家庭庁通知「令和7年度「保育提供体制の確保のための実施計画」」より）

（3）保育所等の配置状況について

- 現状では市内の保育所等はほぼ各地域の日常生活拠点に位置しており、地域コミュニティ形成の観点からも、教育・保育施設が居住地の身近に立地していることで、児童が地域社会と関わることによる育ちへの好影響や、住民による児童の見守り等により、保護者が抱く安心感の醸成、地域活動の活性化などといった副次的な効果も期待されます。
- 一方で、特に人口減少が著しい地域においては、定員に満たない施設も見られ、長期的に見た場合、地域での保育を維持するために、いくつかの保育所等で規模の縮小や再編・廃止といった選択をとることも予期されます。
- 利用を希望される方の傾向として、教育・保育施設等の利用者の70.5%が自宅近くの施設を、13.6%が勤務先の近くを利用し、また、施設利用希望者の76.8%が自宅近くの施設の利用を希望している実態が明らかとなっています。（新させぼっ子未来プランの見直しに伴い実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート」（調査期間：平成30年10月～同31年1月）より）
- 現状では、自宅近くの施設を希望したが入所できないケースがあり、住民ニーズの実態を踏まえ、教育・保育施設については、状況を見ながら、現在の配置状況を維持していくことが求められています。
- また、人口減少時代における持続可能な都市経営を目指す本市の立場から、商業施設や宅地造成等の開発行為及び企業の立地等により、付近において保育・教育の需要増が見込まれる場合

を除いて、新たな保育所等の立地及び既存施設による適正規模を上回る拡大を抑制するとともに、それぞれの地域における需要に応じた定員を確保することで、適切な教育・保育環境の確保を図っていく必要があると考えます。

(4) 施設の老朽化について

- 令和7年4月1日現在において、本市における私立の保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型・幼稚園型認定こども園及び新制度移行幼稚園では、91施設132件の建物(いずれも自己所有物件に限る、各施設からの回答結果に基づく)がありますが、建設から30年を経過し、大規模修繕を実施していない施設が33件<表3>にのぼり、このうち築50年を経過している施設が8施設あるなど老朽化が進んでおり、このうち8件の建物は昭和56年5月以前に建設された旧耐震基準でなおかつ耐震補強が未実施となっており、一部の建物では十分な強度を備えていない恐れがあります。
- 特に幼稚園を出自とする施設では、元々の定員数が多いことに加え、その時々の幼児教育・保育のニーズに応じた整備を進めてきた結果、建て増しによる建物規模の増大や建物の複数化が進んでいる傾向が見られるなど、施設整備補助に係る希望は今後も増えていくものと考えています。
- 全市で見る施設の更新のペースは、ここ数年では、市の補助制度を利用しない自主整備を除いて、およそ年1~3件前後となっています。例えば、建築から40年前後で建物を更新するサイクルを維持するためには、年間に1~3件の整備が必要と考えられますが、整備内容が大規模である場合など全ての補助要望に応えられないことも想定されるため、内装の更新や外壁塗装、設備の更新等については施設管理者の側で適切な維持補修を計画的に行ったり、施設規模の適正化に取り組む等、建物の長寿命化及びコスト低減のための工夫がますます重要となってきます。
- このように、複数の施設が更新時期を迎えており、財政上の制約から1年間に着手できる施設整備件数・規模は限られていることから、今後も、限りある財源を効果的に活用しながら、耐震性の不十分な施設の解消を図っていくとともに、立地するエリアの幼児教育・保育の需要に応じた規模とした上で、条例に定める設備の基準上、必要とされるものについて、老朽化が進んだ施設の改修を計画的に進めていく必要があります。

<表3>施設の築年数の状況（令和7年4月1日現在）

(単位：棟)

	築40年超	築30年超	築20年超	築19年内	合計
保育所、保育所型認定こども園	6	4	13	32	55
幼稚園、幼稚園・幼保連携型認定こども園	20	11	6	40	77
合計	26	15	19	72	132

大規模修繕（本市で把握しているもの）を実施済の施設は、修繕年月日から起算した年数としている。

【参考】施設の築年数の状況（令和3年3月31日現在）

(単位：棟)

	築40年超	築30年超	築20年超	築19年内	合計
保育所、保育所型認定こども園	5	7	8	31	51
幼稚園、幼稚園・幼保連携型認定こども園	17	15	8	32	72
合計	22	22	16	63	123

大規模修繕（本市で把握しているもの）を実施済の施設は、修繕年月日から起算した年数としている。

（5）防災対策について

○近年、長雨や豪雨による土砂災害や浸水被害が各地でみられる事から、平成27年の水防法改正を受け、長崎県では水防法第13条第2項の規定により指定された河川（いわゆる水位周知河川）について、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを図り、順次ハザードマップの作成を行うなど、災害のおそれがある区域とリスクが及ぶ範囲の明示を進めています。

○また、国においても、浸水想定区域と居住誘導区域の重複は避けられないしながらも、中小河川の浸水想定区域指定の義務付けや、主に大都市圏を念頭に置いた、住宅や施設等の建築を許可制とする「浸水被害防止区域」の創設を盛り込んだ水防法が改正される等、まちづくりにおける防災の重要性はますます高まっています。

○そのような中、本市においては第7次佐世保市総合計画に掲げたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指す中で、特に市街地部について、生活利便性や災害リスクを考慮した、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定する「佐世保市立地適正化計画」を作成しています。

○保育所等施設整備事業を推進していく上においても、災害時における児童の安全を第一に考え、佐世保市立地適正化計画の設定区域を念頭におきながら、土砂災害特別警戒区域のほか、浸水想定区域等も含めた災害リスクのある区域においては、新たな施設の立地を抑制する方向での対応が求められています。

＜表4 都市計画関連の規制＞

区域	法に基づく行為規制等	
	従来	令和4年4月1日から
災害危険区域	住居用建築物の建築禁止、建築制限	開発行為の原則禁止、住居用建築物の建築禁止、構造制限
土砂災害特別警戒区域	開発区域内での保育所等の建築は許可必要	開発行為の原則禁止、建築における構造規制
地すべり防止区域	のり切り、切土等は許可必要	開発行為の原則禁止
急傾斜地崩壊危険区域	のり切り、切土等は許可必要	開発行為の原則禁止
浸水想定区域	なし	市街化調整区域における住宅開発（建築）の禁止
土砂災害警戒区域	なし	市街化調整区域における住宅開発（建築）の禁止

（6）幼児教育・保育の質の向上について

○国においては、人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策の新たな方向性（期間：令和7年度から令和10年度末）として、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量」の拡大から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」を掲げ、地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保証するための保育の質の確保・向上の取組を進めるとしております。

○本市においても、待機児童対策の推進などにより確保方策の拡大は進んできている一方で、ハード面に限らず、ソフト面においても、保育等の現場で安心して子どもを預けられる体制整備が必要であり、更なる質の向上に係る取組みが求められます。

（7）その他の観点について

○2015（令和27）年9月の国際連合サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）については、本市においても、第7次総合計画に取り組みを位置付けているところですが、目標の達成を目指すためにも、行政だけではなく、地域や企業等を含めた本市全体での取り組みが必要です。

○幼児教育・保育の分野においては、SDGs上のゴール3「すべての人に健康と福祉を」、4「質の高い教育をみんなに」等が関連するものに挙げられますが、これに限らず、事業者に対しても地域での活動や環境への取り組み等を例に、SDGsを通じた地域への貢献が期待されています。

○また、新型コロナウイルス感染症流行下で起こった様々な変化により、施設整備についても、換気や衛生面での配慮、空間の確保といった新たな生活様式への対応や、職員が園に居ながら研修が受講できる環境など、ポストコロナの幼児教育・保育への適応といった視点が求められています。

3 保育所等施設整備における基本的な方向性

（1）これまでの施設整備状況

○本市では、①幼稚園の認定こども園への移行②既存の保育所・認定こども園での利用定員の増③地域型保育施設等の活用、の順に従って供給量確保を図ることとし、既存施設による確保が困難な場合に限り、新規施設による確保を行う方針としており、加えて、新規施設の開設が複数計画されていた場合は、市内において保育所等の運営実績がある事業者を優先することとしてきました。

○この方針に基づき、保育供給量の確保に必要な施設整備を図るとともに、老朽化した施設に対し、要望に応じて必要な修繕・改修に対する補助を実施することで、安全・安心かつ充実した教育・保育環境の確保に努めてきました。平成21年度から同27年度にかけて、長崎県の安心こども基金補助金等を活用した整備を集中的に実施し、市内の認可保育所全体の築年数の若返りが図られるとともに、耐震化も大幅に促進されました。

＜表5＞令和2年度～令和7年度の施設整備状況

整備年度	整備内容			補助金額 (実績ベース)
	【地域】施設	保育定員増	整備種別	
令和2年度	【日宇】保育所海光園 【相浦】椎木保育所 【日宇】日宇保育所 【東部】深信幼稚園	+165人	増改築 増改築 増築 増築	185,553千円
令和3年度	【東部】早岐くりのみ幼稚園 (1年目)	0人	創設、大規模 修繕、改築	101,590千円
令和4年度	【中央】九州文化学園幼稚園 【日宇】にじいろ保育園 【東部】早岐くりのみ幼稚園 (2年目)	+64人	大規模修繕 増改築 創設、大規模 修繕、改築	248,523千円
令和5年度	【相浦】相浦保育園 【中北部】東大野幼稚園	+16人	増改築 大規模修繕	271,437千円
令和6年度	【中北部】さくら保育園	0人	大規模修繕	64,350千円
令和7年度 (見込み)	【中央】藤原幼稚園 【東部】針尾保育園	+5人	大規模修繕 改築	—

(2) 今後の施設整備に係る基本的な方向性

○本市におけるこれまでの施設整備に係る実績・成果を踏まえる中で、今後、前述の主な観点を十分に考慮しながら、下記の各号に掲げる基本的な方向性に沿って、施設整備の効率的かつ計画的な推進を図るものとします。

- ①昭和56年5月31日以前に建設された（旧耐震基準）建物のうち、耐震強度の不足が明らかとなった施設において、児童の安全を確保するための耐震化を図るための整備
- ②施設の建築年数及び耐用年数の経過により、主要施設が老朽化し、児童の安全確保や置かれる環境に著しい影響がある場合に、改善を図るための整備
なお、新耐震基準による建物は一定の耐震性を有していることや、市内施設の築年数の状況及び老朽木造建築が少ないことを考慮し、本号による整備の対象は、建設から概ね40年以上を経過した施設を含む整備とします。
- ③子ども・子育て支援事業計画上の保育の供給量が不足または現に待機児童が存在しているエリアにおいて、整備前の施設だけでは増員に対応できない場合に、保育定員の拡充を図るための整備
- ④この他、社会情勢の変化や児童が過ごす環境の改善等に緊急的に対応するため必要と認められる整備

施設整備補助の優先度としては、利用児童の安全を第一に考え、基本的な方向性①、②、③の順しながら、補助を希望する施設において、保育等の現場で安心して子どもを預けられる

体制整備の構築及び幼児教育・保育の質の向上に係る取組みの実績も重点的に配慮するほか、利用者数や将来人口推計、当該エリアにおける待機児童の発生の有無、施設整備計画の内容（防災対策等含む）、法人の運営状況等の要素を総合的に考慮することとします。

○なお、佐世保市子ども・子育て会議（保育所等施設整備計画策定分科会）といった第三者機関において、本指針に基づいた選定基準の策定、施設整備に係る優先順の選定を行ってまいります。

（3）留意事項

①防災対策について

○2（5）のとおり、災害リスクのある区域における新たな施設の立地を抑制する観点から、既存施設がこうした区域へ移転する計画や新規施設を立地する計画に対しては、施設整備補助を優先的には行わないこととします。

○一方で、災害リスクのある区域に所在する既存施設の改修等については、こうした施設が当地において長年にわたり幼児教育・保育を行ってきた実績に鑑み、地域の児童・保護者がこれからも安心して利用できるよう、防災対策に係るハード整備補助の可能性について、引き続き国の動向を注視するとともに、補助の選定を行う際には、災害対策の必要性についても一定考慮することとします。

②ポストコロナ及びSDGsへの対応について

○今後、施設整備を行う際には、効率的に換気できる配置や密接を避ける空間の確保、職員が園に居ながら研修を受講できる環境の確保など、コロナ後を見据えた環境整備について一定の配慮をお願いするとともに、事業者が施設整備に際して独自に行うSDGsの取り組みに対しても、選定の際に考慮するなど促進策について検討します。

＜表2＞地域別の児童数推計（量の見込み）と利用定員の比較表

地域	認定種別	利用定員 (7年度)①	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
			量の見込み ②	(①との差)								
本 庁 舎 ・ 宇 久	1号認定	760	451	309	377	383	311	449	265	495	237	523
	2号認定	1,224	1,011	213	924	300	838	386	785	439	778	446
	3号認定(0歳)	254	168	86	164	90	160	94	155	99	150	104
	3号認定(1～2歳)	837	594	243	588	249	585	252	581	256	575	262
	(2・3号合計)	2,315	1,773	542	1,676	639	1,583	732	1,521	794	1,503	812
	合計	3,075	2,224	851	2,053	1,022	1,894	1,181	1,786	1,289	1,740	1,335
相 浦 ・ 黒 島	1号認定	180	215	-35	191	-11	174	6	168	12	152	28
	2号認定	456	483	-27	467	-11	467	-11	498	-42	499	-43
	3号認定(0歳)	82	103	-21	101	-19	98	-16	96	-14	95	-13
	3号認定(1～2歳)	321	371	-50	370	-49	370	-49	368	-47	365	-44
	(2・3号合計)	859	957	-98	938	-79	935	-76	962	-103	959	-100
	合計	1,039	1,172	-133	1,129	-90	1,109	-70	1,130	-91	1,111	-72
早 岐 ・ 針 ・ 尾 ・ 川 ・ 江 ・ 内 ・ 上 ・ 宮	1号認定 ※1	665	347	318	311	354	278	387	242	423	219	446
	2号認定	755	778	-23	762	-7	746	9	717	38	716	39
	3号認定(0歳)	171	144	27	142	29	139	32	136	35	133	38
	3号認定(1～2歳)	590	518	72	517	73	518	72	518	72	517	73
	(2・3号合計)	1,516	1,440	76	1,421	95	1,403	113	1,371	145	1,366	150
	合計	2,181	1,787	394	1,732	449	1,681	500	1,613	568	1,585	596
日 宇	1号認定	320	263	57	239	81	234	86	217	103	199	121
	2号認定	588	589	-1	586	2	629	-41	643	-55	653	-65
	3号認定(0歳)	135	125	10	124	11	123	12	123	12	124	11
	3号認定(1～2歳)	372	449	-77	456	-84	463	-91	468	-96	475	-103
	(2・3号合計)	1,095	1,163	-68	1,166	-71	1,215	-120	1,234	-139	1,252	-157
	合計	1,415	1,426	-11	1,405	10	1,449	-34	1,451	-36	1,451	-36
中 里 皆 瀬 ・ 大 野 ・ 柚 木	1号認定	217	237	-20	219	-2	199	18	190	27	171	46
	2号認定	608	531	77	537	71	535	73	564	44	560	48
	3号認定(0歳)	139	103	36	101	38	98	41	97	42	95	44
	3号認定(1～2歳)	388	391	-3	388	0	386	2	385	3	384	4
	(2・3号合計)	1,135	1,025	110	1,026	109	1,019	116	1,046	89	1,039	96
	合計	1,352	1,262	90	1,245	107	1,218	134	1,236	116	1,210	142
吉 井 ・ 世 迎 ・ 原 ・ 鹿 町 ・ 小 佐 々 ・ 江	1号認定	139	113	26	100	39	89	50	81	58	73	66
	2号認定	404	254	150	246	158	240	164	239	165	238	166
	3号認定(0歳)	93	43	50	42	51	41	52	40	53	39	54
	3号認定(1～2歳)	221	166	55	165	56	163	58	162	59	160	61
	(2・3号合計)	718	463	255	453	265	444	274	441	277	437	281
	合計	857	576	281	553	304	533	324	522	335	510	347
合 計	1号認定	2,281	1,626	655	1,437	844	1,285	996	1,163	1,118	1,051	1,230
	2号認定	4,035	3,646	389	3,522	513	3,455	580	3,446	589	3,444	591
	3号認定(0歳)	874	686	188	674	200	659	215	647	227	636	238
	3号認定(1～2歳)	2,729	2,489	240	2,484	245	2,485	244	2,482	247	2,476	253
	(2・3号合計)	7,638	6,821	817	6,680	958	6,599	1,039	6,575	1,063	6,556	1,082
	合計	9,919	8,447	1,472	8,117	1,802	7,884	2,035	7,738	2,181	7,607	2,312